



警報が発令された場合の 保育園の対応について



中濃地方に気象警報が発令された場合、原則として保育園は休園となります。警報発令中の保育については、保護者の方の責任においてお子さんをお預かりいたしますので、ご判断の上対応ください。

大雨・洪水・大雪等の警報が発令されている場合

<登園前に警報が発令されている場合>

- ・ 保育園より連絡がない限り特別保育（一時・休日・病児病後児保育）を行います。11時を過ぎても警報発令中の場合は、平日18:00以降の一時保育は行いません。
- ・ 完全に休園の場合のみ、電話にて連絡します。
- ・ 保育がある場合、給食はあります。（メニューを変更する場合があります）
- ・ 自宅等で保育できる場合はかならず園までご連絡下さい。



<保育中に警報が発令された場合>

- ・ 保育園より連絡がない限り保育を継続しますが、なるべく早めにお迎えをお願いします。
平日18:00以降の一時保育は行いません。
- ・ お迎えを必要とする場合は電話にて連絡します。速やかにお迎え下さるようお願いいたします。

暴風・暴風雪警報が発令されている場合



<登園前に警報が発令されている場合>

- ① 午前6時30分までに警報が解除された場合は平常通り開園します。
 - ② 警報が解除されるまで家庭で待機してください。
 - ③ 午前6時30分を過ぎてから午前11時までに警報が解除された場合は、電話にてお知らせした後、保育を開始します。そのまま自宅で保育される場合は園までご連絡ください。
 - ④ 午前11時を過ぎてから警報が解除された場合は休園とします。
- * 警報が解除された場合においても、道路や橋の破損、家屋や樹木の倒壊などで危険な場合は自宅待機、あるいは臨時休園等必要な措置をとる場合があります。その場合は電話にて連絡いたします。

<保育中に警報が発令された場合>

- ・ 園児の安全を確保するため、速やかにお迎えに来てくださるようお願いいたします。

<警報が解除された場合の給食について>

- ① 午前6時30分までに警報が解除された場合は通常通り対応します。
- ② 午前6時30分を過ぎてから午前9時までに警報が解除された場合、給食はあります。その場合メニューが変更になることがあります。
- ③ 午前9時を過ぎてから警報が解除された場合は、当日の給食を中止します。弁当、水筒、おやつを持参してください。